

令和元年 第 11 回 農業委員会総会

日 時 令和元年 11 月 26 日 (金) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番 仲西 栄二	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮	8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋 健治		

【欠席委員】

【職務のために出席した職員】

金城 悟 金城 伊作

【議事録署名人】

2 番農業委員 百次 成仁 5 番農業委員 山城 学

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 57 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 58 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 60 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 5 議案第 61 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第 6 議案第 62 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について

令和元年 第 11 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、令和元年第 11 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは令和元年第 11 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 2 番農業委員百次成仁委員、5 番農業委員山城学委員です。次回調査委員が 8 番農業委員久保田政子委員、1 番農業委員玉城正智委員、12 番推進委員玉城薫委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 57 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (13 件) 日程第 2 議案第 58 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (1 件) 日程第 3 議案第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (12 件) 日程第 4 議案第 60 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (4 件) 日程第 5 議案第 61 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (3 件) 日程第 6 議案第 62 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について (1 件) 【議題の審議】
会長	それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 57 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 13 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番と 2 番は関連しております。1 番は武富の 2 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。2 番は武富の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。3 番は国吉の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。4 番は真壁の 2 筆で、売買による所有権の移転であります。5 番は真栄平の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番は大里の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。7 番は阿波根の 3 筆で、売買に

	による所有権の移転であります。8番は宇江城の1筆で、売買による所有権の移転であります。9番は座波の1筆で、売買による所有権の移転であります。10番は束里の1筆で、売買による所有権の移転であります。次に4ページをお開き下さい。11番は伊原の1筆で、贈与による所有権の移転であります。12番は賀数の1筆と北波平の1筆で、贈与による所有権の移転であります。13番は兼城の2筆で、交換による所有権の移転であります。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第57号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程第2議案第58号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは6ページをお開き下さい。1番は真壁の1筆で、農地区分は第1種農地であります。駐車場等・農機具資材置場への転用であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは4条の報告を致します。7ページをお開き下さい。 申請地は第1種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の土地改良法で定められた非農地区域であるため、駐車場等への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第58号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 3 議案第 59 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 12 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは 10 ページをお開き下さい。1 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。2 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。3 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。4 番は国吉の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地であります。貸駐車場への転用で、売買による所有権の移転であります。次に 11 ページをお開き下さい。5 番から 12 番は関連しています。5 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。6 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。7 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。8 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。次に 12 ページをお開き下さい。9 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。10 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。11 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。12 番は座波の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。以上です。
会長	それでは調査委員の報告をお願いします。
調査員	それでは 5 条の報告を致します。13 ページをお開き下さい。 申請地は相当数の街区を形成している区域に該当する第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 15 ページをお開き下さい。申請地は相当数の街区を形成している区域に該当する第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 17 ページをお開き下さい。申請地は相当数の街区を形成している区域に該当する第 2

	種農地であるため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に 19 ページをお開き下さい。申請地は第 1 種農地であり、原則不許可であります。しかし、不許可の例外の既存の施設の拡張に該当するため、貸駐車場への転用は問題ないものと判断しました。次に 21 ページをお開き下さい。5 番から 12 番までは同一事業でありますので、まとめてご説明いたします。申請地は相当数の街区を形成している区域に該当する第 2 種農地であるため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。
会長	それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いいたします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 59 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に日程第 4 議案第 60 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 4 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、30 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	それでは、議案第 60 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 5 議案第 61 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、37 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略)

	1-46 は小波蔵の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。1-47 は与座の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。1-48 は大度の 13 筆で、4 年 4 ヶ月間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	それでは、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 61 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 6 議案第 62 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について 1 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、40 ページをお開き下さい。1-13 は与座の 1 筆で、5 年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願ひします。
委員	特になし。
会長	それでは議案 62 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	では以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 2 番農業委員 百次 成仁 5 番農業委員 山城 学